

こぶちさわちくかっせいかけいかく
小淵沢地区活性化計画

やまなしけん ほくとし
山梨県・北杜市

平成23年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小淵沢地区活性化計画						
都道府県名	山梨県	市町村名	北杜市	地区名(※1)	小淵沢地区	計画期間(※2)	H23~25

目標:(※3)

定住等の促進に資する農業用道路の整備により、営農環境の改善を図る。これにより、営農条件・生産性の向上や施設管理の負担軽減を図ることで対象農地26.0haの保全を目指す。また、農業所得の向上により農業者の流出抑制、農家と地域住民の農村資源の管理・保全を通じたコミュニティの向上による定住化を進め、減少傾向にある当該地区の人口(H20.2,125人H21.2,146人H22.2,111人)を平成22年4月1日住民基本台帳に記載されている2,111人の維持を目指す。

山梨県は、農業振興の基本指針として策定した「やまなし農業ルネサンス構想」の中で、「次代につながる力強い産地づくり」「自然と調和した美しい里づくり」を掲げている。県と市が連携するなか、次世代が意欲を持って農業に取り組めるように基盤整備を推進し、また、農家のみならず農村地域の住民が一体となった農村資源の管理・保全活動への支援を行うことなどによって、本構想を具現化していくものである。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、山梨県の西北部に位置する北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれ総面積は山梨県下で最も広大な602.89km²を有し、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で一番長い日照時間など豊かな自然と資源に恵まれた地域である。本地区は、山梨県と長野県の県境に位置し、農業の中心は水稻栽培であり、また高冷地特有の野菜(トマト)などを含めた複合栽培をしている。しかし、農家の高齢化・後継者不足が進んでいるため、担い手への農地集積や作業効率の向上、品質と生産性の向上が必要となっていることから、有機質肥料栽培や低農薬栽培などによる作物の品質と安全性の確保を図る。さらに、中核的担い手となる農業後継者の育成、新規就労者への支援など担い手対策、兼業・高齢農業者等についても、良質な農作物の生産・販売を目指し、講習会等を行うことにより、農業の活性化及び農業所得の増大を図ろうとしている地域である。

現状と課題

小淵沢地区は、水稻栽培を中心とした農業を生活の基盤として栄えてきたが、農業所得の低下等により、若者の農家離れが進んでいる。また、近年の生産者の高齢化等による担い手不足等から農村の活力が低下している中、担い手農家への支援及び農業経営の安定を図るためには、農業基盤の整備による優良農地の保全・整備が重要な課題になっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、通作・集出荷に利用する農道などの生産基盤の整備を進め、更なる農作業の省力化を図ると同時に農業所得の低下を抑制する。また、農業を支える中核的な担い手として、安定的な農業経営が実現できる経営体の育成や、家族経営体を担う女性や高齢者の活動を推進することで、地域の定住化を促進する。併せて、中央自動車道による首都圏からのアクセスが向上したことで観光客の増加が見込まれ、都市住民に農山村地域ならではの魅力を積極的にPRすることで、交流による地域活性化を促す。また、地域産物である米、そば、高原野菜などを使った加工品を新たに開発・ブランド化させ、直売センター等により販売することで農業所得を増加させる。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北杜市	小淵沢地区	基盤整備(農業用道路)	北杜市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

小淵沢地区(山梨県北杜市)	区域面積(※2)	1,155ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積1,155haのうち農地面積は293haで25%を占め、地区世帯の20%が農業に従事している。</p> <p style="text-align: right;">※181世帯が農業従事(H22年度農業委員会選挙人名簿より) ※平成22年4月1日住民基本台帳より908世帯</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 地区の人口は横ばい傾向であるものの、農業者を含めた高齢化は進行(H18→H22で7.5%増)している傾向から見て、活性化のためには、生産基盤の整備により定住化を促進させることが不可欠な地域である。</p> <p style="text-align: center;">※増加2,036人→2,111人</p> <p style="text-align: right;">H18…65歳以上人口 478人 高齢化率約36.7% H22…65歳以上人口 579人 高齢化率約44.2%</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 都市計画区域外であるとともに、既に市街地を形成している区域を含めていない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

定住等の促進に資する農業用道路の整備・保全により条件整備がされ機能が確保された農地の面積を、現地で検証する。
定住人口の維持については、平成26年4月1日の住民基本台帳と対照し検証する。